

令和3年6月市議会 教育厚生委員会資料

第65号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第9号）

目次

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

説明書記載頁

1目 児童福祉総務費

病児・病後児保育費（3.2.1）…………… P 1～2（P 20～21）

特定教育・保育施設等実施事業費補助金（3.2.1）…… P 3（P 20～21）

一般型一時預かり費補助金（3.2.1）…………… P 4（P 20～21）

幼稚園型一時預かり費補助金（3.2.1）…………… P 5～8（P 20～21）

【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金

放課後児童クラブ（3.2.1）…………… P 9～11（P 20～23）

こども部

令和3年6月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	病児・病後児保育費	千円 4,654

## 1 概 要

保護者の就労等により、病気の児童(乳児・幼児又は小学校に就学している児童)で、家庭で保育できない場合、その児童を一時的に保育するため、医療機関等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し委託しているが、事業に係る基準額が改定されたことに伴い、引き続き同事業の提供体制の充実を図るため、委託料を増額するもの。

## 2 事業内容

- (1) 対象施設 病児保育施設5施設(医療機関併設型4施設、保育所併設型1施設)  
(2) 補正額 4,654千円

(単位:千円)

施設名 (年間見込受入児童数)	基準額		当初 予算額※ ①	所要 見込額※ ②	補正額 ②-①
	改定前	改定後			
病児保育「クローバー」 (379人)	6,903	8,503	7,019	8,619	1,600
病児保育施設「あおむし」 (473人)	8,989	9,503	9,145	9,659	514
病児保育にこにこルーム (812人)	12,640	13,503	12,734	13,597	863
いなさこどもデイケア 「ボン クラージュ」(1,961人)	23,071	24,503	23,478	24,910	1,432
中央橋こどもデイケア 「あひるっこルーム」(2,104人)	25,158	25,403	25,495	25,740	245
合 計	76,761	81,415	77,871	82,525	4,654

※当初予算額、所要見込額には、低所得者利用料減免加算(合計 814 千円)や病児保育事業総合保険料(合計 296 千円)を含む。

### (参考)事業に係る基準額改定の新旧対照表

(単位:千円)

		改定前 ①	改定後 ②	差額 ②-①	施設名
基本分(改善分を除く)		2,469	4,503	2,034	全施設共通
加 算 分	300人以上 400人未満	4,434	4,000	▲434	病児保育「クローバー」
	400人以上 500人未満	6,520	5,000	▲1,520	病児保育施設「あおむし」
	800人以上 900人未満	10,171	9,000	▲1,171	病児保育にこにこルーム
	1,900人以上 2,000人未満	20,602	20,000	▲602	いなさこどもデイケア「ボン クラージュ」
	2,000人以上 2,200人未満	22,689	20,900	▲1,789	中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」

※各施設の基準額は「基本分(改善分を除く)」+「加算分(年間延べ利用児童数に応じた加算)」で積算

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 4,654	千円 1,551	千円 1,551	千円 -	千円 -	千円 1,552

※1 国庫補助率 事業費(4,654千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費(4,654千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-2	特定教育・保育施設等実施 事業費補助金	千円 2,450

### 1 概 要

延長保育事業を実施する民間保育所等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、事業に係る補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

### 2 事業内容

- (1) 対象事業 延長保育事業(一般型)
- (2) 対象施設 民間保育所、民間認定こども園
- (3) 補正額 2,450千円

過去の実績から、保育短時間については基準額の78.6%、保育標準時間においては79.0%を所要見込額として算出している。

(単位:千円)

延長時間区分 ※1		基準額(円)※2		見込 施設数	当初 予算額 ①	所要 見込額 ②	補正額 ②-①
		改定前	改定後				
保育 短時間	1時間	18,700	18,800	41施設 (448人)	6,585	6,620	35
	2時間	37,400	37,600	8施設 (106人)	3,116	3,133	17
保育 標準 時間	30分	300,000	300,000	82施設	19,434	19,434	-
	1時間	1,544,000	1,665,000	16施設	19,516	21,046	1,530
	2~3時間	2,460,000	2,617,000	7施設	13,604	14,472	868
合 計					62,255	64,705	2,450

※1 延長時間区分は、施設毎の年間利用時間の実績で決定する。

※2 基準額は、保育短時間(8時間保育)は児童1人当たり年額、保育標準時間(11時間保育)は1施設当たり年額。

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 2,450	千円 816	千円 816	千円 -	千円 -	千円 818

※1 国庫補助率 事業費(2,450千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費(2,450千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-3	一般型一時預かり費補助金	千円 1,848

### 1 概 要

保育所等を利用していない家庭において、保護者の様々な事情により一時的に保育が必要な就学前児童を、一時的に預かる民間保育所等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、事業に係る補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

### 2 事業内容

- (1) 対象施設 民間保育所、民間認定こども園  
(2) 補正額 1,848千円

(単位:千円)

年間延べ 利用児童数	基準額		見込 施設数	当初 予算額 ①	所要 見込額 ②	補正額 ②-①
	改定前	改定後				
300人未満	2,607	2,676	26施設	67,782	69,576	1,794
300人以上 900人未満	2,997	3,024	2施設	5,994	6,048	54
合 計			28施設	73,776	75,624	1,848

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 1,848	千円 616	千円 616	千円 -	千円 -	千円 616

※1 国庫補助率 事業費(1,848千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費(1,848千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童福祉 総務費	1-4	幼稚園型一時預かり費補助金	千円 8,656

## 1 概 要

平日の教育時間終了後や土曜日、長期休業日等において、在園児等を一時的に預かる民間幼稚園等に対し、国の子ども・子育て支援交付金を活用し補助を行っているが、事業に係る補助基準額が改定されたことなどに伴い、補助額を増額するもの。

## 2 事業内容

(1) 補正額 8,656千円（ア+イ）

ア 幼稚園型Ⅰ（対象施設：民間幼稚園、民間認定こども園） 3,143千円

保育体制充実加算単価の改定及び加算要件の追加

(ア) 保育体制充実加算（改定分） 988千円

・保育体制充実加算単価の増額（年額 1,446,200円⇒2,892,400円）

・加算対象施設（次ページ掲載の「保育体制充実加算の加算要件」①又は②を満たしたうえで、③及び④を満たす施設）は 14 施設あるが、施設への補助は、基準額と補助対象事業費を比較し低い方の金額で行う（下表の網掛け部分）ため、今回の補助金の増額対象施設は1施設

（単位：千円）

区 分	当初予算額			補正後			補正額 (B-A)
	改定前 基準額	補助対象 事業費	予算額 (A)	改定後 基準額	補助対象 事業費	所要 見込額 (B)	
補助金の 増あり (1施設)	3,738	4,726	3,738	5,184	4,726	4,726	988
補助金の 増なし (13施設)	89,255	43,363	43,363	108,056	43,363	43,363	—
合 計	92,993	48,089	47,101	113,240	48,089	48,089	988

※基準額には保育体制充実加算の他、基本分、休日分、長時間加算による金額を含む。

(イ) 保育体制充実加算(要件追加分) 2,155 千円

・新たな加算要件⑤の追加 (年額 1,446,200 円)

・加算対象施設(下記の「保育体制充実加算の加算要件」①又は②を満たしたうえで、③及び⑤を満たす施設)は3施設あるが、施設への補助は、基準額と補助対象事業費を比較し低い方の金額で行う(下表の網掛け部分)ため、今回の補助金の増額対象施設は2施設

(単位:千円)

区 分	当初予算額			補正後			補正額 (B-A)
	改定前 基準額	補助対象 事業費	予算額 (A)	改定後 基準額	補助対象 事業費	所要 見込額 (B)	
補助金の 増あり (2施設)	3,831	5,986	3,831	6,724	5,986	5,986	2,155
補助金の 増なし (1施設)	1,773	1,562	1,562	3,219	1,562	1,562	-
合 計	5,604	7,548	5,393	9,943	7,548	7,548	2,155

※基準額には保育体制充実加算の他、基本分、休日分、長時間加算による金額を含む。

【保育体制充実加算の加算要件】

- ① 平日及び長期休業中の双方において、原則 11 時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- ② 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること。
- ③ 年間延べ利用児童数が 2000 人超の施設であること。
- ④ 児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 36 条の 35 第2号ロ(附則第 56 条第1項において読替え)及びハに基づき配置する者(以下「教育・保育従事者」)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。
- ⑤ 教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。(今回追加)



イ 幼稚園型Ⅱ(対象施設:民間幼稚園) 5,513 千円

歳児別(0~2歳児)の区分、2歳児の利用児童数に応じた区分の新設  
(0~1歳児については利用見込みなし。)

(ア) 2歳児の年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設 933 千円

過去の実績から、基準額の80.0%を所要見込額として算出している。

(単位:千円)

区 分	基準額 (円)		利用 児童数 (人)	当初 予算額 (A)	所要 見込額 (B)	補正額 (B-A)
	改定前	改定後				
基本分 (4施設)	1,850	2,250	2,648	3,919	4,766	847
長時間加算 【2H未満】 (3施設)	230	280	2,148	395	481	86
合 計				4,314	5,247	933

(イ) 2歳児の年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設 4,580 千円

過去の実績から、基準額の80.0%を所要見込額として算出している。

(単位:千円)

区 分	基準額 (円)		利用 児童数 (人)	当初 予算額 (A)	所要 見込額 (B)	補正額 (B-A)
	改定前	改定後				
基本分 (2施設)	1,850	2,650	7,030	10,405	14,904	4,499
長時間加算 【2H未満】 (1施設)	230	330	1,010	186	267	81
合 計				10,591	15,171	4,580

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 8,656	千円 2,885	千円 2,885	千円 -	千円 -	千円 2,886

※1 国庫補助率 事業費(8,656千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

※2 県補助率 事業費(8,656千円)の1/3 (子ども・子育て支援交付金)

補助基準額改正の新旧対照表 ※補正に係る項目のみ

区分		旧			新		
幼稚園型 I	保育体制充実加算	I (①又は②を満たしたうえで③及び④を満たす施設) 1か所当たり年額 <u>1,446,200円</u>			I (①又は②を満たしたうえで③及び④を満たす施設) 1か所当たり年額 <u>2,892,400円</u> II (①又は②を満たしたうえで③及び⑤を満たす施設) 1か所当たり年額 <u>1,446,200円</u>		
		①原則 11 時間以上の預かりを実施している。 ②原則9時間以上の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上の預かりを実施している。 ③年間延べ 2000 人超が利用している。 ④教育・保育従事者をすべて有資格者としている。			①原則 11 時間以上の預かりを実施している。 ②原則9時間以上の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上の預かりを実施している。 ③年間延べ 2000 人超が利用している。 ④教育・保育従事者をすべて有資格者としている。 ⑤教育・保育従事者の2分の1を有資格者としている。		
		【参考】利用児童1人当たり日額単価					
		基本分 ①平日 400円(年間延べ利用児童数が2,000人を超える場合) [※利用児童数が2,000人以下の場合(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)-400円] ②長期休業日(8時間未満) 400円 ③長期休業日(8時間以上) 800円					
	休日分 800円						
	長時間加算 ①2時間未満 150円 ②2時間以上3時間未満 300円 ③3時間以上 450円						
幼稚園型 II	受入時間	9時間	10時間	11時間	9時間	10時間	11時間
	基本単価分	<u>1,850円</u>			[2歳児] 年間延べ利用児童数が1,500人未満 <u>2,250円</u> 年間延べ利用児童数が1,500人以上 <u>2,650円</u>		
	長時間加算(8時間を超えた利用)	<u>230円</u>	<u>460円</u>	<u>690円</u>	[2歳児] 年間延べ利用児童数が1,500人未満 <u>280円</u> <u>560円</u> <u>840円</u>		
					年間延べ利用児童数が1,500人以上 <u>330円</u> <u>660円</u> <u>990円</u>		

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	【補助】児童福祉等施設 整備事業費補助金 放課後児童クラブ	千円 1,140

### 1 概 要

放課後児童クラブ施設整備に対し、国の補助制度を活用し、その経費について補助しているが、補助基準額が増額改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

### 2 事業内容

小 学 校 区	整 備 前					整 備 後			
	クラブ名 【設置主体】	施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	登録 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	施設整備の 理由
長 浦	Chuoキッズ クラブ 【(学)渡辺学園】	自己所有 施設(こども園)	96.9 (66.5)	44	74	新設	218.60 (132.48)	89	狭あい化に伴う施設の新設
戸 町	学童保育とまち にこにこクラブ 【(学)岩口学園】					増設	124.01 (85.97)	57	狭あい化に伴う施設の増設

※面積欄内の ( ) は、専用区画面積(事務スペース等を除く生活スペースの面積)

利用定員=専用区画面積/1.65㎡/0.9

※登録児童数は令和3年4月1日現在

### 3 補助内訳

(単位:千円)

クラブ名	事業費 ①	区分	補助 基本額 ②	補助額 ②×3/4	負担割合(②×補助率)			事業者負担額 ②×1/4+(①-②)
					国 1/2	県 1/8	市 1/8	
Chuoキッズ クラブ	84,000	補正前 A	56,304	42,228	28,152	7,038	7,038	41,772
		補正後 B	57,318	42,988	28,658	7,164	7,166	41,012
		B-A (ア)	1,014	760	507	126	127	▲760
学童保育とまち にこにこクラブ	42,460	補正前 A	28,152	21,114	14,076	3,519	3,519	21,346
		補正後 B	28,659	21,494	14,329	3,582	3,583	20,966
		B-A (イ)	507	380	253	63	64	▲380
補正額合計(ア+イ)				1,140	760	189	191	▲1,140

#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,140	760	189	100	—	91

※1 国庫補助率 補助基本額(1,521千円)の1/2〔創設分:子ども・子育て支援整備交付金〕

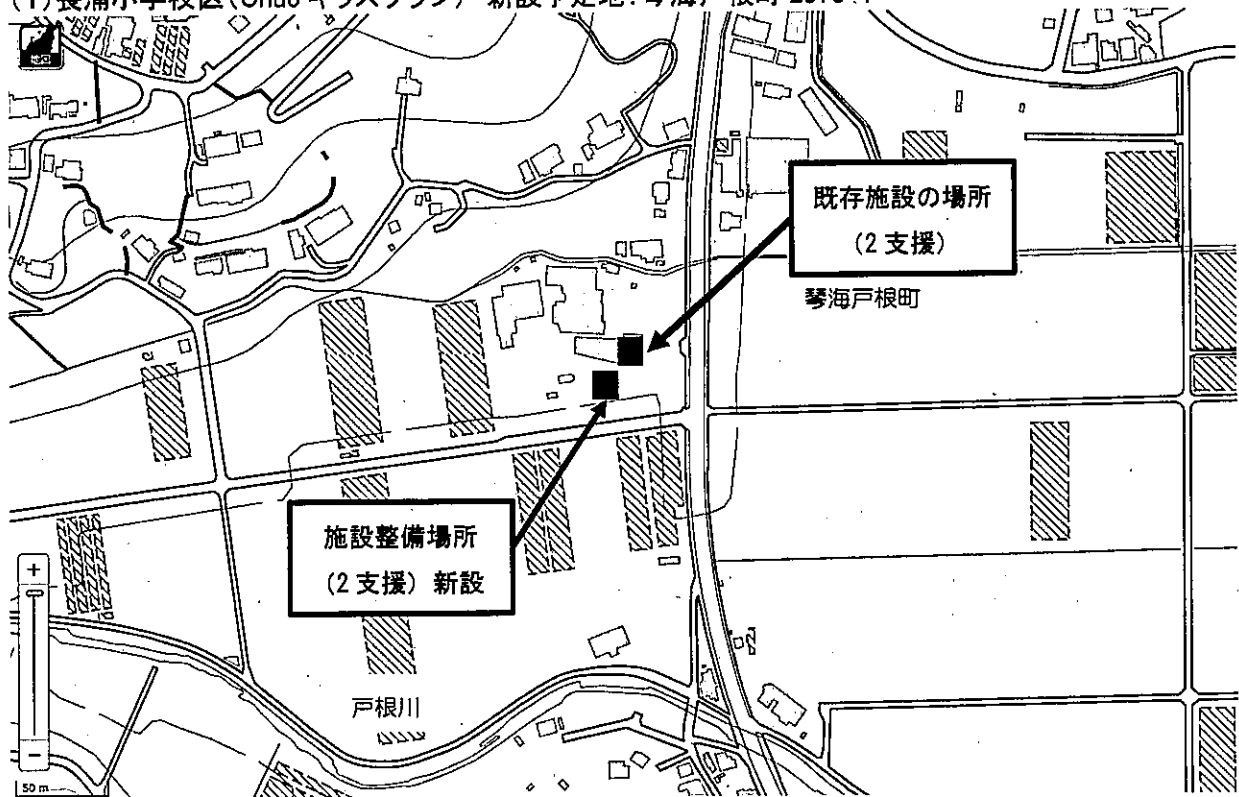
※2 県費補助率 補助基本額(1,521千円)の1/8〔創設分:児童福祉関係社会福祉施設整備費補助金〕

※3 起債充当率 地方負担分(191千円)の80%(交付税措置率 ー%)〔社会福祉施設等整備事業債〕

#### 5 参 考

#### 位 置 図

(1)長浦小学校区(Chuo キッズクラブ) 新設予定地:琴海戸根町 2573-1



(2)戸町小学校区(学童保育とまちにこにこクラブ) 増設予定地:戸町2丁目48-1

